AXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、

0 3 1

29

1 0

(審査部門)までFAXください

申込書(法人用)

賃貸保証委託申込書(法人用)

インストールは こちらから!

ji>アプリ

日本賃貸保証株式会社 千葉県木更津市中央3丁目4-23 お客様がお申込 される会社名

私(お申込者)は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する 条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

審査確認専用ダイヤル: 0120-182-561

FAX送信先: 03-5620-2910 (審査部門)

代理	理店様は青枠内	の項目をご記入くが	ださい。			75.50					依頼のお知らせ	をお送りする場合		ハます。
	物件用途 住居用							その他 の場合						
申込	フリガナ		***************************************		号	室		=			<u> </u>			
	物件名称					所在地								
	家賃	家賃		管理費 共益費				直場 ^③ パル-ム		その円		の他 880 円		
内容	敷金または 保証金 円		敷引または 償却			円			毎月支払 (①+②+③		支払総額 -②+③+④)		11	H
等	利用保証商品	JIDトリオ	ントリオTrust分割型		←利用保証		証商	品を選択	そ (その他の場合				Dysocoloide de la Constitución d
		初回保証料率		·証料率	毎月支払 総額の 5		5	0 %	初回保証料金額		額	0 н		
	集送金手数料 (税込) 330 円		月額保	毎月支払 総額の 1		CARROLL STREET, STREET	月額保証料金額			0 д				
【申	込者様記入欄			※保証料	金額(初	回/更	新)が	最低保証料未	に満の場合	は、お手数で	ですが規定の最	低保証料をご	記入く	ださい。
	フリガナ会社名					契約 ご被 くだ:	REI]	業務内容						
申込者	本社所在地	Ŧ						電話番号						
	転居理由								万円 従		従業員数	美員数		
	入居中の場合は ご回答ください。	見時点で家賃の未納はありません。				設立	西暦		年	月		日		
油	フリガナ											· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
連絡希望先	担当者名													
望先	勤務地	Ŧ						電話番号						
	フリガナ							自宅電話	1					
会社	お名前	j#						携帯電話			-A			
云社代表者	ご住所	Ŧ						生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
白	CEM							性別						
	フリガナ							携帯電話						
入	お名前							生年月日 性別	西暦	年	月 続柄	日	(歳)
入居者	フリガナ							携帯電話						
	お名前							生年月日 性別	西曆	年	月 続柄	日	(歳)
	代理店コード 13A - G108222							電話番号	5番号 042-48		488-4814	4		当者
代理店	代理店名	里店名 相互恒産株式会社						FAX番号		042-	486-301	1	产	藤

JIDへの連絡事項

第1条(周的) 本学科技術の近いが単独的は、資金人が、資産信契約の帰結において通常の適用保証人が外に使用の保証が必要となる事情が作る場合などにおいても、資金人に 証人以外に使用の保証が必要となる事情が作る場合などにおいても、資金人にとって は原契約等における方定、指数との異学の能とすることを目的とするもの。 あり、11日による程度が設備が内閣にかからので、資金人目前による資料の 不私工の他の行為により原実投帯に関する信息人との保証的が被求された場合 においても、原契的学を厳格させることを目的にしている。

得が広島されているとした。 とします。 3条(保証権) 環境人は、本書等記載の「保証料」を J I Dの定める方法により、 J I Dに支払 でいるが付かりません。

します。 2. 賞具が、資料の管理を豪託している代理人を変更する場合は、途やかにその 旨を書画により報告することとし、変更の報告後は、保証契約との関係におい では、資料人は資料人の関係においてその代理人に本件委託契約とび存在記録 かから業無を全せる機能を扱い、総数で基人の単一の番任は賞具人に博する かから業無を全せる機能を扱い。数数で発しの単っての番任は賞具人に博する

かり2番馬をとせる報告を負い、出級が現入の学べての責任を課員人に帰する たのとはます。 第6条(資料入及7年の代理人は、海外最終的現代を証明的に伴う J I D が行う保証 漢解人なびたの代表した。不存を表記時の及び保証契約に伴う J I D が行う保証 漢解について、以下の終め、担比・値が中の機能を含います。 (1) 資格人は、必需をの場では関いないでは人に対する直接の選手に限 またして報告すること。 (2) 1 J I D が行うない表出などは「通知の事業が互立ない。位が に制度傾向等も含りの際出及び環境が立分されますること。 (3) 3 J I D から から から が行われる例のをの事態の疑惑を定立ない。位が に制度傾向等も含りの際出及び環境が立分されますること。 (3) 3 J I D から から が行われる例のをの事態の提出を求めら が不場合に、実際が上について、実施とが死亡したとき、実情人 が実とされまする話の生を入びは重しく不十分についたとき、実情人 が実とされまする話の生を入びは重しく不十分についたとき、実情人 が実とされまする話の生を必然にしている程業基を定要する場合に、 選がかれての信を書面により報告すること。また、その機能にその変更を 動けではる場合には実施した場合とこと。また、その機能にその変更を 動けではる場合には実施した場合とことが表していた。 (3) 実施件の利用が変について、実備人がは手か機が出られていた人局差以の の第三者が出入りしていることが実践した場合とが活からないことを表した。 (3) 実施料の手に対していた。第6人以下の場が出るれていた人局差以の の第三者が出入りしていることが実践した場といる。 (3) 実施料の手に対していた。第6人以下の場に対していた人 (4) に対していた。 (5) に対していた。 (6) 原境が主張等にかいる多様に対していた。 (7) に対していた。 (7) に対していた。 (7) に対していた。 (7) に対していた。 (7) に対していた。 (8) に対していた。 (9) この他、 東海が主に対していた。 (9) この他、 東海が主に対したが出来るをとない。 (9) この他、 東海が主に対しているとない。 (9) この他、 東海が主に対しているとない。 (9) この他、 東海が主に対したがといたまない。 (9) この他、 東海が主に対していた。 (9) この他、 東海が主に対していた。 (9) この他、 東海が主に対していた。 (9) この他、 (9) この他の (9) この性の (9) この性の (9) この性の (9) この性の (9) この性の (9) この性の (9) この性

するものとします。 (2)質算人は11Dが本条に定める報告を受付けた後、発行する受付日を記入 した受付建を保存しなければならないものとし、受付証が提示されない場 合には、11Dは債務不履行の報告を受付けていないとみなすことができ

ます。 多様(解的期間) 本件各様実際及び「経経契約の開催の始期は本件表性契約及び経証契約の開始 とし、展開は、原契約等の第7日と同一とします。よお、次項に定める場合を 除き、原契約等が理新された場合も再進とします。ただし、終期については、本 不要託契約及び解証契約の成立時点において、別級の合意がある場合は単位合

はできないものとします。 5.原則、賃貸人からJIDに対し届け出した解約日を過ぎてからの解約の取消は

できません。

9条(振興的等の変更時の対応)

(第億人及び資目人又はその代理人は、本件委托契約及び保証契約にかかわる原
契約等の分容に変更が生じた場合。3 I D に対し速やかにその変更内容を循が 出なければなりません。ただし、3 I D には、変更後の原契的等の内容について、 3 I D 1 D が承記した場合に関う。保証の顧型とします。 原契約等の変素的に変更する場合についても、前項と同様3 I D が認めない場 の、発証が無限が変更されません。

範囲) 号に該当する費用につき、原契約等が有効であり、本件委託契 の有効期間内であることを条件として、賃貸人へ保証し、又は

1 日は、次の各手に貼当する中かし、 地及び毎延総約の有効期間のであることを条件として、賃貸人へ呼吸し、 地及び毎延総約の有効期間のであることを条件として、賃貸人へ呼吸し、 その掲載を負担します。 (1) 木書等に置め資料等、ただし、本書等に開起されているものに限り、度契約 事に振うて、建約金や場番接触者は高みません。 (2) 原契約等解除後、本管体に配数が再等を含む)がある場合、その輸出、競 去、場分に要した費用、ただし、事前に、3 日が認めたものに終ります。ま た、特別の合意がない限り、撤去費用以分の原体関係で乗する費用をま た、特別の合意がない限り、撤去費用以分の原体関係で乗する費用なった。

ない。

3. 「新いた」

3. 「新いた」

3. 「新いた」

3. 「新いた」

3. 「新いた」

3. 「新いた」

4. 「新いた」

4. 「新いた」

4. 「新いた」

5. 「「「「「「「「「」」

5. 「「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」

5. 「「」」

5. 「「」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

5. 「「」

条外とします。
(1) 資料等その他所谓に定める保証制施の機能に関する資証損害会
(2) 即開にためる報題を抱える資偶人による原状的塗機的の履行に要する費用(退去物における保護限及びリームフリーニング費用を含む)
(4) 調の文財をする費用
(4) 調の文財をする費用
(4) 調会人が刑事等件第により身杯を持攻され、原契料等の解除又は土物件の 明定しが開業を付款の大力等の分質他人が身殊を対策された日以降の資料等
(5) 即用に走める保証機能の発生原因が、いずれの自事者にこっても実に開す
(5) 即用に走める保証機能の発生原因が、いずれの自事者にこっても実に関す。

>場合 >債務不履行が、本物件に瑕疵があることを原因とす |松を提起したときにおける、訴訟が提起された日以

降の賃料等 賃貸人と賃借人の間において、原契約等に関する紛争が生じ、当該紛争に つき賃貸人の責めに帰すべき事由があることを理由として賃料等の債務 不履行が生じた場合における、当該賃料の債務不履行が生じた日以降の賃

料等 (8) 総金の滞納処分又は仮差押え若しくは差押えにより自動車の移動ができなくなった場合、当該海納処分等の効力が発生した日以第七生した資料等 (9) 接受納命の受許に要する一切の場合 (10)シェアパウス州の及利期が行、装置した地震がに関する一切の周川 及び、アメリカス州の大利間が行、装置した地震がに関する一切の周川 及だ、アメリカーの地の不同用力による場合。 を対応、模式、争乱、天災地変 及だ、アメリカーの地の不同用力による場合。

など、又はその他のキリガブによる場合 3.3 I Dの情景人に対して履行する長は債務等の限度額は、別表のとおりとしま す。ただし、第1項第2号及び第4号に記載の費用は、保証債務等の限度額には

にめに行う本物什いPMRなりになった。 1人に原名 1人に原契約等の優額関係を破壊するに足りる事情があるにもかかわ で、賃貸人が、原契約等を解除しない場合、又は本物件の明潔請求訴訟を

55、資本人が、原来が呼を開催しない場合、又は不等件の物質解外が飲を 製造しない場合が高圧的らら日以内に指しくは蓄食人との間で走めた一 (3)第222条金銭のが選出からら日以内に担いくは蓄食人との間で走めたー (3)第43人での行きがよう。 (4)12年以上のイヤリン・ (4)12年のイヤリン・ (4)12年の大りの (4)12年の (4)12年の (4)12年の (4)12年の (4)12年の (4)12年の (4)12年の

グログ・アント 賃貸人又はその代組入にあった。 よっちを適用しません。 よっちを適用しません。 現実的等又は本作を比較的及び保証契約における名義貸しの事実が判明 ト型合っただし、賃貸人又はその代理人に帰資事由が認められない場合。

した場合、ただし、領資人又はその代理人に帰棄事由が認められない場合 は、本号を選用しません。 (13) 質算人について、総定、民事再生、会計界生、特別清単その他の手様が開始 され、又は選長の利罪が必要料及又は選押との手掛が開始された場合 (14) 質算人が事理を非属する能力を欠く又は著しくネーチがしては不十分と なったにもかわからず、後見、後を人又は補助人の滅狂手総を中止立て

ない場合 (15)第6条に定める賃貸人及びその代理人の義務に不履行又は著しい遅滞が

ある場合 2、前頃第1号に定めの免責事由に接当するとき(同号母都が規用される場合は終 4、前は前に変めの免責事由に接当するとき(同号母都が規用される場合は終 4、は、前項の定めにかかわらず、J J D は以下の号号で成の場面で、保証債 務を履行します。なお、運用日数は、原契約等における資料等の支払期日より起 費します。

務を施行します。なお、選売目数は、原規時間における資料等の支払期目より起 買します。 (1)43 項に定める支払関連制きっちゃに配きされた場合、保証制限の39%(第12条 3)3 項に定める支払関連制き90%に限定される。 (2)7 1日以上90 日日以内に開発された場合は、企証制限の50%(第12条 第3項に定める支払規模制も50%に関定される。 3,110は第13時令の変める機関を出けた場合は、企証制限の50%(第12条 第13条(機関機関の機関所に関することができます。 は13年の機関にないては、免責経過差・他に関すすることができます。 第13条(機関機関の機関所に関することができます。 30%に、1)2 による金組機関の対象に対している。場合は、成 30%に、1)2 による金組機関の対象に対する機関を負担している場合に ます。なお、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じている場合に まず、なお、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じている場合に は、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じている場合に は、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じて知識といる場合に は、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じて報告といる場合に は、310が開発人又はその代理人に対する機関を自じて報告といる場合に は、310が開発人又はその代理人に対して有る機能を自じて報告の の発起とします。

2. 制度に応えて、資金のは、1 Dにから 開催をかからなければならないものとしのため、優した異常、収益しになり、開催を使いた関係を使いたからる専用(金種のは、大物中での複素形態の複数にかかりる専用(金種物に観知の存職と対象を使いました) 1 D (大力を対象を使いました) 1 D (大力を使いました) 2 D (大力を使いまし) 2 D (大力を使いました) 2 D (大力を使いまし) 2 D (大力を使いました) 2 D (大力を使いまし) 2 D

「一般のでは、一般の

展人が本新作から選生したと認められるとき。 22 名(柳眉日の理念) 飛泉による場合を含めて、関係人及び人居含又は使用者百しくは利用者が遺生 水事になる場合を含めて、関係人及び人居含又は使用者百しくは利用者が遺生 人本新井の砂腐性(原本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 の明潔にし、当該明明日以限の資料等以び資料等相当概念について、)1 日 は保証し、がものとします。人なも、明宝日が第3分の日日教料等を受け書する る者とは、明宝日の場であるから印日から新途日までの受益に関をシテ、明宝日 る場合は、明宝日の場であるのと同じから新途日までの発起に関めるテ、明宝日 を選生は、深秋度の個子には「解析でもり、発質かの、一般が大阪性が異性、「異常され、 明らかに所有権を放棄した展棄物のみが残量されているにすぎない場合は、明

賃貸保証委託約款及び保証約款

渡しが完了したものとみなします。 2. 質質人又はその代理人は、前項に使める明潔日が確定した場合、6.0 日以内(若 しくは得後)との明ですがたった期間の以下、1.5 ののですると思想を提出した。

3. 未来に第3マメ110の行為に関して発生する一切の順用は資料人の負担とします。 (銀子4、銀田製用物料の機能、大は着性、大が110円が10度制物を削削することを 1. 近く120円で103倍や、大は着性、大が10円に対しの原制物を削削すること は、10円に対して関連が発生を削削することができます。 (実備人人では70度製物を制御することができます。 (実備人人では70度製物を制御することができます。 (実備人人では70度製物を制御することが10分割機と10分割機を制御では 関係を使用することが10分割機が10分割で、規則等におりに3項目機を の履行が行われているかるかいたかのきが、現場が10分割で、現場が2001110 に対する実備機能に対する機体を着性人を備したつえて、原規等を影響することができませます。 3. 責備人、質量人及び110日に関係に悪くく機能は10円に関をますらのでは のの確定は、最近人が異している。 2. 5年代制能を到から発生したいう事業に消耗をますらのでは 気を動かするものではないことを、相互に認めるものとします。 本物件における修規的の特別を開発を表する。

す。
(1) 原契時等が指揮を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約
(2) 風書・使用書・抑制層が変更された時点で除了します。
(2) 原契約時から維持的を認め、は今でき、最も人が輩は入した第三年に本 物件を明潔した日(第28日の確定については、本制数の定めに従うものと しまう)をもって本件委託契約以び「経証契約は終了します」は、当級契用とは 場には、資料等及び資料等利当損害をは発生さず、保証の範囲としないも

のとしばす。 万賞対人以はその代理人が原契約等の期間満了の事前達知義務を怠ったた めに、契約終了日が延務された場合であっても、第8条の契約期間満了日 をもって本件楽託契約及び修証契約は終了します。ただし、31日が本件 会託契約及び作権契約の継続を非認した場合は、この限りではありませ

の代理人は、当飲発品い地で無料へいたし、11 Dが発見した物が未得数等級 ののことます。 ののことは、12 単純性を予報し、原面器では、11 Dが発見した物が未得数等が のでは、12 単純性には、12 Mのでは、12 Mのでは

等。この場合、3.1 Dは仕意で、地間でアルター・アンスの場合、3.1 Dは仕意で、のとします。 の場合、異信権を承認した同居者又は3.1 Dが承認した者が、口経無額に 賃料の収受を希望する場合は、自身の名義の口座無額依頼書を提出しなけ

ればなりません。 第2 7条(情報技事性による軽度の終了) 理由の如何を問わず本物件を資質物件利用目的に即した通常の用に供するこ 不能となった場合、又は部計計論等によっ本物件が収明なは使用を制度され 対策を最終することが不能となった場合。本件曼託契約及び保証契別は当然

TLます。 22 条紙(その他の終了準由) 貿別が次の各等に該当した場合、本件登託契約及び衛延契約が終了し、資資人及 原側人は元化、国連接後が、ることはできないものとします。 (1) 資資人が本物件を第三者に元節した場合。ただし、新資資人及び3 1 Dが 同意した連合は、不存券採別なび存益延数を使用をうることができます。 (2) 資泉人が来じした場合、にだし、資金の物位を根様した者及び3 1 Dが 同意した場合は、本件券採別の資度が最近数字を提供した者及び5 1 Dが 同意した場合は、本件券採別の資度が最近数字を

29条(集命の発生) 29条(集命の発生) 現実し、対象のは要なは実たより、対象の理念ができず、その根拠が研修となった、 又は本物性の研修しができなかったその他)10に関係となりは、た場合、異ない。 人は31のに対し、11の場合と大機を振りた事性上間中をもりを始 乗場へのが異ないは要化により、11のに関をを反じた上側を上間できなりを 原場へのが異ないは要化により、11のに関をを反じた上側を に対し、11のなった機害(解決に要した升級士貞用を含む)を賠償しなけれ に対し、11のなった機害(解決に要した升級士貞用を含む)を賠償しなけれ に対し、11のなった機害(解決に要した升級士貞用を含む)を賠償しなけれ

はなり至せん。
(18月7年 最内間関係者、裏内間関係企業、総合業、社会整理機関づ二、改治活 無機関づ二、特特共能最力無関をの他これらに事ざる反社会等勢力似下 反社会等勢力差(というではないこと。
(2) 反社会等勢力等に不当な資金機 便を行うなど、社会的に不知る機能を表する権人又は法人、その他の関 機を行うなど、社会的に不知る機能を表する権人又は法人、その他の関

体ではないこと。 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人又は法人、その他の団体で

(4)賃貸入と賃借人はJIDに対し、若しくはその関係会社の従業員に対し、 暴力、脅迫、許術等その他選法、又は不当な手段を用いて要求行為、その他 景か、脅迫、許冽寺でいた場合。 か不活行為を行わないこと。 人と質信人は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に戻するおそれがあ とを知ったときは、直ちに書面をもってその内容を 〕 I D に通知しなけれ

は、) 1 D は、何らの僧告を要することなく無条件で本件多比契約及い味証が 約を開始し、本件多比契約及び保証契約に基づく一切の最易を免れるものとします。 (1) 本物件又は本物件にかかわる共用部分に反社会約勢力等を居住又は出入

ものとします。
(1) 別が発生時期を耐じすること。
(2) 変更する信、変更内容が対別発生時期をインターネットその色速切な方法で開発すること。
第2 変更する信、変更内容が対別発生時期をインターネットその色速切な方法で開発すること。
第4年時間であること。
第4年時間であること。
第4年時間であることでは、「10 のよれ又は宝成の所に助め、デオルを指する地方機能用又は磁路機能所をもって機能機能にします。
第3 5条(その他をからない機能)が、「10 ないまからないでは、アルスは一般に対しています。
第4年終年後別が「特別が「特別が「大阪」が、「10 ないまからない。

「プレミアムサービス」付帯の賃貸保証商品をご契約の場合は、以下の内容をご確 認のうえ、ご記入ください。

※家財総合保除注章重頂

①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。

②事材総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約(3.1 D以外を含みます)についる人の場合、特殊が進度することがあります。機能が進車すると、機能の対象とは多数がについてどきるの映録契約からごも構造されます。は、1971/17 から保険契約からごよれる場合には、他の保険契約等があったいする保険金の内容の地、中等信金額にご主要ください。
(2) 補償が置着する可能性のある主な補償とは、家財、修理費用、借款人賠償責任、個人賠償責任、

※建物構造を選択してください ・ 耐火共同住宅・ 耐火戸建て・ 非耐火 (木造) ※他の加入保険(他の加入保険が「あり」の場合のみ記入してください) 保険会社名

原契約等記載の月額賃料等相当額	保証債務等の限度額 150万円				
5万円未満					
5万円以上10万円未満	250万円				
10万円以上15万円未満	400万円				
15万円以上20万円未満	500万円				
20万円以上25万円未満	600万円				
25万円以上30万円未満	7.5.0万円				
30万円以上35万円未満	850万円				
35万円以上40万円未満	1,000万円				
40万円以上45万円未満	1,100万円				
45万円以上50万円未満	1,200万円				
5 0万円以上6 0万円未満	1,450万円				
60万円以上70万円未満	1,700万円				
70万円以上80万円未満	1,950万円				
80万円以上90万円未満	2,200万円				
90万円以上100万円未満	2,400万円				
100万円以上110万円未満	2,650万円				
110万円以上120万円未満	2,900万円				
120万円以上130万円未満	3,150万円				
130万円以上140万円未満	3,400万円				
140万円以上150万円未満	3,600万円				
150万円以上160万円未満	3,850万円				
160万円以上170万円未満	4,100万円				
170万円以上180万円未満	4,350万円				
180万円以上190万円未満	4,600万円				
190万円以上200万円未満	4,800万円				
200万円以上	※別途保証限度額を通知します。				

※用途が駐車場、トランクルーム及びコンテナの場合、原契約等記載の月相当額にかかわらず、保証債務等の限度額は一律100万円とします。

賃料等の口座振替による集金・送金規程

資便人は、)I Dが提供する本件委託契約及び保証契約に関して、賃借人の責貸人 に対する資料等及び J I Dに対する受証料(便新保証料及び月期保証料を含む。以 下、同様とします。の支払が法として回転替による金を及び後金に関する以下 の規定に同意します。なお、用語の定義は、賃貸保証委託的款及び保証的数の規定

1条(集合・送金) 得料等の集をは、金融機関が定める列金口座からの指替等に関する規定に基づ いて、貨借人の預金口座から自動物に引落す方法により策金します。なお、利用 できる口座は、原則賃借人(契約者)名義の口座に混ります。ただし、31 Dは、 粉が約に、賃借人(契約者)以外の名義の口座とすることを別途末間することが

(2)原保険等に削する J I D の個は資務の場合系数の合計が軽温の機関を超え た場合 (3)資格人名(は資格人の代理人又は資産人をしくは資質人の代理人の すれかから原発的等を終すする旨の通知性しくは磁址があった場合 (4)資料人と資金人との間で資料等の支援機能その他原製的等の機能の機能 (5)選出のが研究を指す。 J D が強金 又は送金の停止をする必要があると料 形し場合 (6)資格人たことの機能不振行を限定した建物研設的総等の法的手続を連備 するために必要な場合 アンメルシの大力を収定した。 J D ロ資金人の場合 アンメルシの大力を収定した。 J D ロ資金人の10 人の経験の機行 メルカルの大力を対象を応じた。 J D ロ資本人の10 人の経験の機行 本に対して、J I D の指定する製品が設定で高中級を支払うちのとします。ただ し 資格人は J D Dによる資本と大力といいに資金人に必須質利を必定 として、J D D の指定する製品が設定で高中級を支払うちのとします。ただ し 資格人は J D Dによる資本と大力といいに資金人に必須質利等の提供を するものとします。ただ ときては、質量人に対する支払を完了した延振を示すとともに、J I D I D に返 するものとします。

するものとします。 賃貸人に対する送金業務の履行責任はJIDが負い、委託を受けた金融機関 は、JIDが指示した送金業務等を停止・終了したことに起因して賃貸人に生 じた損害につき、一切の責任は負うものではありません。

JID保証金支払委託契約

物数の販売に従うものとします。

1. 4(保証を必要形理的)

1. 3(得人に対して支払うかが)

1. 3(得人に対して支払うかが)

1. 3(得人に対して支払うかが)

1. 3(得人に対して支払うかが)

1. 3(得人に対して支払うかが)

1. 3(得人に対して実払うかが)

1. 3(得人に対して対しなが)

1. 3(得人に対して対しなが)

1. 3(得人に対して対しなが)

1. 3(得人に対して対しなが)

1. 3(得人に対しなが)

1. 4(現人に対しなが)

1. 4(現人に対し

契約別2かを経過利に振って、責備人の本和な、責賃人に保証金を支払っこと 第2条機能を必認を及び発金の利益 形型が終して制して、以下のいず打かの事曲が発生した場合は、JIDは、一定開閉 以は実際し、乗を以近金の炉上をすることがあります。 (1)関連の知何を同けず、規則的等が解除された場合 (2)原裏的等に関する JIDの単位関係の指す扱の合計が保証の範囲を超え、

た場合
(3) 資債人名しくは資債人の代理人又は資貨人和しくは資貸人の代理人のい
すなわから原契的等を終了する自の適別又は最出があった場合
(4) 資食人と資産人との間で資料の交互抵制をつめた契切的の債務の履行
(5) 関連の制御を対策した場合
(5) 関連の制御を開発する「別の策全又は送金の停止をする必要があると判

(5)理由の如何を問わず、JIDが集金又は送金の停止をする必要があると判 師した場合 (6)賃借人による債務不履行を原因とした建物明波訴訟等の法的手続を準備

賃貸保証委託契約·JID保証金支払委託契約 付則

3.1 のが美術学は多比的数など保証を敷かたに、3.1 の保証会を払金を契約に高づ いて行う、課金人に支払っ資料等の送金数税(以下、「は金数税」というの参託につ いて使う・3年ので、実験経過を対象などを経済が立て、1 の名を対象がに、3 の名を 委託期的の課定に悪化しますので、情格人、講定人及び発星人が現在した代替人 は、本付限を必定で概念したさい。なお、用格の定義は、賃貸保証委託的数及び保証 約数の規定に従うものとします。

y。 s。 s。 が開は、賃貸保証商品「トリオTrust」、「トリオTrustアイブラス」をご利用の 場合に適用されます。

賃貸保証委託契約に関するお問合せ・ご相談につきま しては弊社ホームページ(https://jid-net.co.jp/)をご 確認ください。

社名:日本賃貸保証株式会社 住所:〒292-0067 千葉県木更津市中央3丁目4-23

くご案内>

弊社管理物件へのお申込みは以下書類をメールにてお送り頂けますようお願いいたします。

1, 入居申込書

2. 保証委託申込書

弊社は日本賃貸保証株式会社と提携しております。

初回保証料:月額お支払総額の50%

継続保証料:月額お支払総額の1%/月額 トラブルサポート24:880円(税込)/月額

引落手数料:330円/月額

3, 登記簿(発行3か月以内)

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

相互恒産株式会社

〒182-0036 東京都調布市飛田給 1-43-3 Tel 042-488-4814 Mail info@sogokosan.com